

すべての人の人権が尊重される社会の実現を目指して

女性の人権について考えましょ

12月4日から10日は「人権週間」です。人権とは、人間が生まれながらに持っている自分らしく幸せに生きる権利のことです。しかし、私たちのまわりには「偏見」や「いじめ」「差別」といった人権に関するさまざまな問題があります。性についても「女性だから」「女のくせに」と今なお、社会には男女の固定的役割分担意識や慣行が根深く残り、真の男女平等には多くの課題が残されています。この機会に、女性の人権について考えてみましょう。

世界人権宣言60周年

今年、世界人権宣言が国連で採択（1948年12月10日）されてからちょうど60年が過ぎました。

『宣言』は、国際的人権基準として世界中で受け入れられ、未来へと受け継がれていくべき「人類共通の財産」です。

第一条は「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」、そして第二条の一項では「すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位またはこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる」としています。

すべての人間の平等を実現するうえで、性による差別の禁止は重要な位置を占めているといえます。

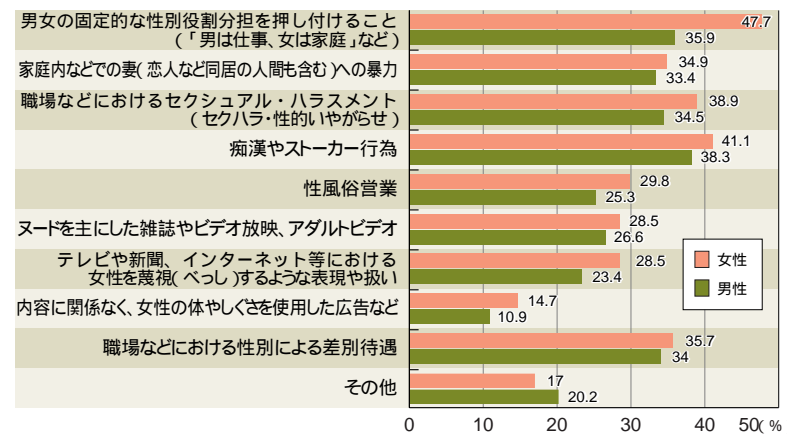
可児市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例

可児市においては、平成19年7月1日に施行した「可児市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例」の基本理念に「性別による差別的取扱いを受けることなく、すべての人の人権が尊重されること」を掲げています。

21世紀は、人権の世紀と言われていきます。私たち一人一人が、すべての人々の平等な権利が守られる社会の実現を目指し、考え、行動することが重要といえます。

女性と人権

昨年、市では「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。その中で、「女性の人権が尊重されていないと感じる」と「性別の固定的役割分担」が女性に「男女の固定的な性別役割分担」を押し付けている自分らしく幸せに生きる権利のことが47.7%と最も高くなっています。



人権週間・パネル展示

人権週間の期間は、可児市人権啓発センターや、人権擁護委員の皆さんが、行事や啓発活動を展開します。期間中、市役所においても、1階ロビーで、高橋由美子さんのイラストによる「なるほどジェンダーパネル展」を開催します。社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」（ジェンダー）といっています。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではありません。これらの内容をわかりやすく表現した高橋さんのイラストは、女性と人権について考えるヒントを与えてくれます。

また、同時に人権啓発センターの展示もご覧いただけますので、ぜひ、お出かけください。

女性の人権に関する相談

自分で解決することが困難な場合や、誰かに相談したい時のために、電話相談や近くで相談できる窓口をご紹介します。

女性の人権に関する無料相談窓口

相談内容	相談機関	相談員	電話・連絡先	相談時間など
人権に関すること				
DV、生き方や家族、人づきあいのことなど	男女共同参画・交流サロン（可児市）	専任アドバイザー	市総合政策課	毎月第2土曜日 午後1時30分～4時30分 場所 文化創造センター
法律相談（面接）	男女共同参画・法律相談（可児市）	女性弁護士	市総合政策課 第2月曜日	毎月第2土曜日 午後3時～5時 要予約 場所 文化創造センター
電話相談	岐阜県男女共同参画プラザ 電話相談	女性相談員	☎058(274)7377電話相談 場所 県民ふれあい会館内 (岐阜市・県庁西)	日曜日～木曜日 午前9時～正午、午後1時～5時
こころの相談（面接）	岐阜県男女共同参画プラザ こころの相談	女性カウンセラー		毎月 第1火曜日と第3日曜日 午後1時～4時
仕事に関する相談（面接）	岐阜県男女共同参画プラザ チャレンジしごと支援相談	女性カウンセラー		毎月 第2火曜日 午後1時～4時
法律相談（面接）	岐阜県男女共同参画プラザ 法律相談	女性弁護士	☎058(278)0858 電話相談場 所 県民ふれあい会館内 (岐阜市・県庁西)	毎月 第4火曜日 午後1時～4時
DV(配偶者、恋人からの暴力)など	家庭児童相談室（可児市）	家庭相談員	市こども課	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時
	岐阜県女性相談センター	女性相談員	☎058(274)7377電話相談 (来所相談は予約してください) 場所 県福祉・農業会館内 (岐阜市・県庁西)	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時
	配偶者暴力相談支援センター（岐阜県）			午前9時～午後9時（土・日・祝日は午後5時まで） 面接相談は平日午前9時～午後5時
ストーカー相談（電話相談）	岐阜県警察ストーカー相談110番	専門相談員	☎0120(794)310	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時
労働に関すること				
労災、不当解雇、職場のいじめ	多治見労働基準監督署	相談員	☎0572(22)6381 場所 多治見労働総合庁舎 (多治見市音羽町5-39-1)	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
セクハラ、性による差別、育児・介護休業	岐阜労働局雇用均等室	相談員	☎058(263)1220 場所 明治安田生命岐阜金町ビル内 (岐阜市金町4-30)	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

相談日時等は変更になる場合もあります。

市は、女性の人権問題のほかにも、困りごと、迷いごとなどの無料相談窓口の紹介を行っています。お気軽にご利用ください。
詳しくは、ホームページ(<http://www.city.kani.lg.jp/shisei/soudan/siminsoudan.htm>)をご覧ください。か、まちづくり推進課(☎621111)へお問い合わせください。

問合せ 総合政策課

